

国土建労第17号
職建港発0621第2号
平成25年6月21日

別記（建設業者団体の長）殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室長

国土交通省と厚生労働省の連携による当面の建設人材不足対策について

近年の建設投資の急激な減少を背景として受注競争が激化する中で、技能労働者を取り巻く就労環境が悪化するとともに、高齢化、若年入職者の減少等の構造的な問題に加え、東日本大震災からの復旧・復興需要をはじめとする建設投資の増加により、全国的に技能労働者の不足が顕在化しつつあります。

このような状況を放置したままでは、熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるどころです。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがあります。

国土交通省及び厚生労働省は、このような認識を共有しながら共同してできる取組を検討し、このたび「人材確保」・「人材育成」・「人材移動の円滑化」の3つの視点から、両省が連携して行う当面の対策を「当面の建設人材不足対策」として別添1のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、厚生労働省の具体的な取組内容については、別添2のとおり、厚生労働省から各都道府県労働局職業安定部長あてに通知されているところです。

貴団体におかれては、今回の対策の内容について十分ご理解いただくとともに、傘下団体・会員企業等への周知をお願いいたします。また、今回取りまとめた各対策では、それぞれ下記のとおりご了解・ご対応いただきたい事項がありますので、各々に即した適切な対応をよろしくをお願いいたします。

記

1. 戦略的広報の推進

建設産業の担い手となる技術者や技能労働者を確保・育成するためには、建設産業への新規就業者の増加につながる効果的な広報を行うことが必要です。

こうした観点から、国土交通省では担い手確保・育成検討会において本年3月に取り

まとめられた「建設産業の魅力を発信するためのアクションプラン」を踏まえ、今後、建設産業や厚生労働省等の関係者と一体となって、仕事の場としての建設産業の魅力やその果たす役割に、学生、求職者をはじめとする周りの人が気づき共感を呼ぶ広報を戦略的に推進することとしています。

具体的には、関係団体等により構成される建設産業戦略的広報推進協議会（仮称）（事務局：一般財団法人建設業振興基金）を本年7月中を目途に立ち上げて、建設産業の関係者が一体となった情報発信を継続的に進めるための建設産業の総合HPの開設や、広報ガイドラインの作成などを進めることとしています。

貴団体におかれては、「情報産業の魅力を発信するためのアクションプラン」の趣旨を十分にご理解いただくとともに、その趣旨を踏まえて日頃の現場での取組を進められるなど、その実践に向けてご協力・ご配慮をお願いいたします。

2. 各地域における元請・下請、行政、教育機関等の関係者連携の推進

これからの建設技能労働者の人材確保・育成に当たっては、従来のOJT中心の技能承継が困難となりつつあることから、OJTに加え、OFF-JTの一層の活用、具体的には、業界全体の負担によりOFF-JTを充実させ、業界全体の財産である技能労働者を教育訓練していくための仕組みを作ることが必要であり、国土交通省ではその旨を担い手確保・育成検討会に「建設技能労働者に係る教育訓練の新たな展開（案）」として提案しています。

国土交通省においては、これを受けて、建設業界を挙げての人材育成システムとして、各ブロック又は都道府県毎に元請・下請、行政、教育機関等の実務者が参加する協議の場の設置を促進し、各地域毎の①人材確保・育成・処遇改善等に関する情報共有、②学生に対する現場実習、セミナー等の実施、③教育訓練の改善、等の取組を推進することとしており、これに各都道府県労働局やポリテクセンター等の労働部局も参画する予定です。

貴団体におかれては、傘下団体・会員企業と連携して、各地域において、上記①から③までのような取組を積極的に推進していただくとともに、先進的・意欲的な取組があれば、是非とも当課まで情報提供いただくなど、特段のご配慮をお願いいたします。

3. ハローワークにおける建設人材確保プロジェクトの実施等

別添3のとおり、今般、厚生労働省において、全国のハローワークが中心となり、建設関係職種の新紹介、未充足求人へのフォローアップの徹底や求職者に対する求人情報等の提供などを取組内容とする「建設人材確保プロジェクト」を実施することとしています。

貴団体におかれては、このハローワークにおける建設人材確保プロジェクトの取組が進められることをご承知いただくとともに、傘下会員企業に対して、ハローワークの積極的な利用をご案内いただきますようお願いいたします。なお、ハローワークへの求人申し込みに当たっては、社会保険の加入等を含む労働者の募集に係る労働関係法令の遵守及び労働条件等の整備を事前に行うとともに、具体的な応募につながるよう、ハローワークと相談しつつ、①仕事内容や給与、休暇等諸条件についてできるだけ詳細かつ明確に記載すること、②面接に先立って企業見学会等の企業を知ってもらう取組を行うこ

と等についても積極的に取り組んでいただくよう併せてご案内お願いいたします。

また、建設人材確保プロジェクトと併せて、国土交通省及び厚生労働省としても、独立行政法人勤労者退職金共済機構に協力して、建設業退職金共済制度の加入促進対策を民間工事も含めて積極的に実施していくこととしています。

建設業退職金共済制度は、中小建設企業において、一般に個々の企業が独自に退職金制度を設けることが困難である事情にかんがみ、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、中小建設企業にも退職金制度の確立を図ろうとするものであり、労働者の処遇を改善し、入職を促進していくためにも不可欠なものです。

貴団体におかれては、建設業退職金共済制度について上記趣旨をご理解いただき、別添4の具体的な制度内容を解説したパンフレットを活用しつつ、傘下団体・会員企業に対する周知を図るとともに、特に民間工事も含めた積極的な加入促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

4. 人材確保・育成に資する助成制度の活用促進

厚生労働省では、中小建設企業や中小建設業団体が活用することを想定した建設労働者確保育成助成金のほか、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上等の取組を実施される事業主の方に対し、各種の助成制度を設けており、これらの助成制度の中には、建設企業や建設業団体において活用頂けるものもあります。

具体的な助成制度や活用事例については、別添5の「平成25年度雇用関係助成金のご案内」及び別添6の「建設労働者確保育成助成金の概要と活用事例」をご案内させていただきます。特に別添5の「平成25年度雇用関係助成金のご案内」は、各建設企業や建設業団体がニーズに応じた助成金の活用についてご理解頂くためのものであり、厚生労働省ホームページにも記載されております。

(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/minaosi_rifu.pdf)

貴団体におかれては、積極的な活用をご検討いただくとともに、貴団体から傘下団体・会員企業に対する説明会の開催や団体ホームページへの掲載による情報提供等を通じて、傘下団体・会員企業にも積極的な活用を促していただきますようお願いいたします。

また、一般財団法人建設業振興基金でも助成金の申請方法をわかりやすく解説することなどを目的に6月13日に開催した厚生労働省助成制度（建設労働者確保育成助成金等）活用セミナーの資料を近々同基金のホームページのヨイケンセツドットコム (<http://www.yoi-kensetsu.com/index.html>) に掲載する予定ですので、こちらも合わせてご活用下さい。

なお、ご不明な点等がありましたら、各都道府県労働局またはハローワークにご相談ください。

5. 社会保険未加入対策の更なる推進

社会保険未加入対策の更なる推進については、貴団体をはじめとする各建設業者団体に対し、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日国土建労第7号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を通知し、標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップや標準見積書の提出に向けた環境づくり等具体的な運用に当たっての課題等に対する対応を依頼したところです。

貴団体におかれては、これらの対応を着実に進めていただくようお願いいたします。

また、その際は、傘下の会員企業内部において、工事の受注担当部局や専門工事業者の調達部門、加入指導を行う現場関係者等も含め、必要な部署において趣旨が徹底されるよう、周知に当たってご留意下さい。

6. ものづくりマイスター制度等を活用した若年技能者等の実技指導

厚生労働省においては、近年の若者のものづくり離れ、技能離れといった状況を踏まえ、若者が進んで技能者を目指す環境整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等を図るため、本年度、「若年技能者人材育成支援等事業」（別添7）を創設したところです。

当該事業は、対象分野（技能検定の職種、及び技能五輪全国大会の競技職種のうち、建設業及び製造業に該当する職種）で優れた技能・経験を備えた技能労働者（①ア 技能検定の特級・一級・単一等級の技能士、イ 左記アと同等の技能を有していると認められる者、ウ 技能五輪全国大会又は技能五輪国際大会レベルの技能競技大会の成績優秀者（上位第3位まで）のいずれかに該当する者、② 実務経験15年間以上、③ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある者、の全ての要件を満たす者）本人の都道府県技能振興コーナー（都道府県職業能力開発協会に設置）への申請により「ものづくりマイスター」として認定し、その者を各企業、業界団体、工業高校等に派遣して若年技能者に対する実技指導等を実施するとともに、ものづくり体験教室、熟練技能者の製作実演、小中高校等学校の授業等への熟練技能者の講師派遣等を業界団体や高校等と連携して行うこととしているものです。

具体的には、例えば、各建設企業における若年技能労働者への指導のためのもので、ものづくりマイスターの派遣を受けたり、小中高校等からの要請に応じて団体と共同してものづくり体験教室や出前講座等を行ったりすることが可能で、謝金や旅費などは都道府県技能振興コーナーが費用負担いたします。

貴団体におかれては、ものづくりマイスターの活用の促進に向け、傘下会員団体・企業に本事業を周知いただくようお願いいたします。また、上記のような取組に当たっては、本事業の活用を積極的にご検討いただき、都道府県技能振興コーナーにご相談いただくとともに、都道府県技能振興コーナーから貴団体に対して同コーナーが実施するイベントでの製作実演等への協力依頼があった場合には、熟練技能者の派遣等について、積極的にご協力いただきますようお願いいたします。

7. 職業訓練施設の共同化、広域化等による機能強化に向けた検討

これからの建設技能労働者の人材育成に当たっては、国土交通省が担い手確保・育成検討会に本年3月に提案した「建設技能労働者に係る教育訓練の新たな展開（案）」にあるように、各建設企業が個々バラバラにOJTやOFF-JTを行うのではなく、各地域にある職業訓練施設との機能分担や有機的な連携を進めればより効率的な運営や個々の企業や地域の業界のニーズを反映した人材育成が可能となります。

このため、国土交通省としては、今年度、地域の職業訓練施設の概況、課題等について、網羅的に調査・把握するとともに、2.にもあるとおり、各ブロック又は都道府県毎に元請・下請、行政、教育機関等の実務者が参加する協議の場の設置を促進し、職業

訓練施設の共同化、広域化等を含めた教育訓練の改善方策についての検討を推進することとしています。

また、厚生労働省においても、職業訓練施設の共同化、広域化等の実現可能性について、都道府県に対する調査、把握を行う予定です。

貴団体におかれては、傘下団体・会員企業と連携して、これらの職業訓練施設の共同化、広域化等に係る調査・検討にご協力いただくとともに、例えば、業界の特性等を踏まえた地域毎の教育訓練のあり方をご提案いただくなど、特段のご配慮をお願いいたします。

8. 建設業務労働者就業機会確保事業の活用促進

建設業務労働者就業機会確保事業は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の認定・許可を受けて、自社で雇用する常用の建設技能労働者が一時的に余剰となった場合、他の建設事業主の下で就業することを可能とし、もって、労働者の解雇を防止し、雇用の安定を図ることを目的とするものです。

貴団体におかれては、別添8の「建設業務労働者就業機会確保事業の概要」により具体的な制度内容についてご理解いただくとともに、その活用に向けて傘下団体・会員企業に対する周知をお願いいたします。